

令和 8 年 3 月 2 3 日
子ども・子育て審議会説明資料
(保育管理課・保育運営課)

「公立保育所の今後の基本的方向」(素案)及び素案に対する 市民意見公募手続等の実施について

「公立保育所の今後の基本的方向」(素案)を作成しました。あわせて、尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、「公立保育所の今後の基本的方向」(素案)に対する市民意見公募手続を実施します。

1 保育所利用者及び地域住民説明会等の開催

(1) 保育所利用者説明会

築地、杭瀬、南杭瀬、西長洲、今北、水堂、戸ノ内の各保育所(7 所)にて 1 月に説明会を開催しました。

(2) 地域住民説明会等

下記 6 所の生涯学習プラザにて説明会を開催しました。

会場名	日程
中央南生涯学習プラザ	2 月 3 日(火)
小田南生涯学習プラザ	1 月 27 日(火)
大庄北生涯学習プラザ	1 月 30 日(金)
立花南生涯学習プラザ	2 月 5 日(木)
武庫西生涯学習プラザ	2 月 9 日(月)
園田東生涯学習プラザ	2 月 13 日(金)

(3) こども・若者説明会

こども・若者の意見を聴くため、2 月 10 日(火)ユース交流センターにて概ね 30 歳未満の方を対象に説明会を開催しました。

2 市民意見公募手続

(1) 実施期間

令和 8 年 3 月 2 日(月)から 3 月 23 日(月)まで(22 日間)

(2) 市民への公表の方法

市報あまがさき(3 月号)及び市ホームページに掲載するとともに、市役所(保育管理課)、市政情報センター、各地域振興センター、園田東会館、阪神尼崎サービスセンター、JR 尼崎サービスセンター、阪急塚口サービスセンター、北部・南部保健福祉センター、中央・北図書館において閲覧できるよう公表資料を設置します。

以 上

「公立保育所の今後の基本的方向」（素案）要約資料

平成19年度の「基本的方向」

公立保育所の役割

- 1 保育にかけるこどもの受入を保障する役割
- 2 市の保育水準の維持向上を示す役割
- 3 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

公立保育所の適正規模に係る選定の視点

- 1 こどもの数の視点
 - ・北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案
- 2 利用者の生活圏の視点
 - ・市域にできるだけ万遍なく配置するとともに生活圏の考え方も考慮
- 3 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
 - ・子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭

公立存続			民間移管		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)	水堂(S49)	—	戸ノ内(S43)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)			
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)	今北(S46)	—	西長洲(H4) 南杭瀬(H7) 築地(H12)

※市域をJR線と県道の道意線及び玉江橋線で区切った6つのエリアで表示。
※()内は建築年度。

【課題点】

- ・「基本的方向」策定後18年が経過し、**保育環境を取り巻く社会情勢が大きく変化**
- ・築地・戸ノ内など**保育所運営が困難な地域**の検討

令和7年度の「基本的方向」

公立保育所の役割

- 1 保育のセーフティネットの役割
- 2 市全体の保育の質の向上を図る役割
- 3 地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割
- 4 **新規** 保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割

公立保育所の適正規模に係る選定の視点

- 1 こどもの数の視点
 - ・北部が南部の概ね3倍である点を踏まえ、地域バランスを考慮
- 2 利用者の生活圏の視点
 - ・現行の「基本的方向」で定めた生活圏の考え方（保育所までの距離）を踏襲
- 3 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
 - ・地域の多様な施設や機関との協力・連携体制を、引き続き念頭
- 4 **新規** 保育所運営が困難な地域における保育を保障する視点
 - ・民間による運営が困難な地域の保育を保障

公立存続			民間移管		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)	水堂(S49)	—	—
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43) 戸ノ内(S43)			
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)※ 築地(H12)	今北(S46)	—	西長洲(H4)

※南杭瀬(H7)と統合。新園舎は長洲幼稚園跡地に建設予定。

【今後の計画】

- ・今後、**方針が決定したものから**、順次とりまとめて「保育環境改善及び民間移管計画」を策定し、**個々の保育所の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施**

公立保育所の今後の基本的方向（素案）【概要版】

はじめに

本市では、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設的环境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、平成10年度から公立保育所の民間移管を進めてきました。

平成19年9月には、「公立保育所の今後の基本的方向」（以下「基本的方向」という。）を策定し、公立保育所が今後果たすべき役割及びその適正規模について明らかにするとともに、「（第3次・第4次）保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、平成21年以降、公立保育所15所の民間移管を進めてきました。現在、残る公立保育所は15所となり、「基本的方向」で掲げた適正規模の達成に向けては更なる取組が必要な状況にあります。

一方、「基本的方向」の策定から18年が経過する中、昨今の保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化し、就労する保護者の増加等

に伴う保育所利用申請者数の大幅増や、子育てに不安や悩みを抱える保護者の相談・対応件数の増加など、保育ニーズは更に多様化しています。また、特別な支援が必要な子ども、医療的ケア児、家庭での養育環境に課題のある子どもや日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもの増加・顕在化に伴い、保育施設に期待される役割は一層深化・拡大しています。

このような現状認識の下、本市においては、令和6年10月に「公立保育所のあり方懇話会」を設置し、公立保育所が今後果たすべき役割や今後の方針等に関して、計6回にわたって協議を行ってきました。このたび、当該懇話会での様々な意見を考慮して、「基本的方向」を現状に即した内容に改定するとともに、本市の限りある保育資源を最大限活用しながら、本市の子育て環境の充実や保育の質の向上を目指していきます。

【参考】平成19年9月の「基本的方向」における本市の公立保育所の適正規模

公立保育所の適正規模に係る選定の3つの視点

- ① こどもの数の視点
本市の就学前児童数の分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。
- ② 利用者の生活圏の視点
利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに、鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用に当たっては、施設までの距離的な要素も重要である。
- ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。

平成19年度時点で
必要と考える公立保育所

公立存続

武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)

※ 市域をJR線と県道の道意線及び玉江橋線で区切った6つのエリアで表示。

※ ()内は建築年度。

1 平成19年度以降の保育環境を取り巻く社会情勢の変化

平成19年度の「基本的方向」策定から18年が経過する中、保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。子ども・子育て支援新制度の開始や待機児童対策としての保育の量的拡大、保育士の確保・定着化等に加え、少子化対策として様々な取組が推進されました。

こうした取組によって、全国的にも待機児童数は減少傾向にあります。少子化の進行に歯止めがかからない状態です。

(1) 少子化の現状と国の対策

- 令和6年に国内で生まれた日本人のこどもの数が初めて70万人を下回る。
- 令和6年の合計特殊出生率も1.15と過去最低を更新。
- 国においては「第4次少子化社会対策大綱」の中で、「希望出生率1.8」の実現を目標に掲げ、多角的なアプローチで少子化対策を推進。

(2) 少子化の要因と背景

- 少子化の要因には、夫婦が産み育てるこどもの数の減少のほか、未婚化による婚姻数の減少や晩婚化も挙げられる。
- 令和5年の「こども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」ことを基本理念の一つに掲げ、最重要課題である賃上げや労働市場改革など雇用の安定と質の向上に取り組んでいる。

(3) 少子化への対応（基本的な考え方）と国の取組

- 平成27年の子ども・子育て支援新制度施行により、特に3歳未満児の待機児童解消のための制度的基盤を整備。
- 令和元年10月から国による幼児教育・保育の無償化制度が開始（保育所等に通う主に3歳以上児の保育料が無償化）。
- 令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定され、「こども・子育て支援加速化プラン」が進行中。
- 保育人材が全国的に不足している状況を踏まえ、国においては、公定価格の引き上げや保育士の処遇改善等の取組の充実。
- 育児休業制度等の創設・改正により、夫婦の共働き、共育てを後押しし、家庭でこどもを養育する流れが加速。

(4) 保育行政・保育所入所状況について

- 全国的に保育所等利用定員や利用児童数は大きく増加したが、近年は減少傾向。
- 待機児童数は、全国的には平成29年までは増減を繰り返していたが、平成30年以降は8年連続で減少。
- 待機児童問題はいまだに解消されていないが、これまでの量的確保策と少子化により、全国的には保育需要に対する保育所等の利用定員が一定充足された状況。



2 本市の保育の現状と課題

本市においては、令和7年3月に「第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を「市町村こども計画（尼崎市こども・若者総合計画）」と一体的に策定しました。第3期尼崎市子ども・子育て支援事業計画では、令和7年度から令和11年度までの5年間に計画期間として、教育・保育の量の見込み及び確保方を定めています。本市の保育需要は依然として増加傾向にありますが、少子化に伴う就学前児童数の減少により、将来的な保育需要のピークアウトも想定されることから、今後の推移を見据えた対策が必要な状況です。

(1) 就学前児童数・保育需要の推移

【現状】

本市の令和11年度推計における就学前児童数は17,753人と減少傾向、保育需要は11,187人と引き続き増加傾向。

【課題】

少子化の流れが止まらず、就学前児童数の減少傾向が保育需要の伸長を上回ることも予想される。市域をJR線と県道の道意線及び玉江橋線で区切った6つのブロック別では、南北間の就学前児童数の格差が更に拡大。

(2) 待機児童数の推移

【現状】

令和7年4月現在の待機児童数は6人となり、令和2年から5年連続で減少。

【課題】

保育士不足が大きな課題となっており、公私問わず、更なる保育士の確保・定着化に向けた取組が必要。

(3) 保育施設数・利用定員の推移

【現状】

公立保育所数は減少しているが、民間の保育施設数は増加。保育施設全体の利用定員は年々増加傾向にあり、令和7年度は9,637人の利用定員を確保。

【課題】

就学前児童数が減少している小学校区においては、周辺の保育施設の入所児童数が減少するなど、保育所運営が困難な地域が顕在化。

(4) 多様化する保育ニーズへの対応

【現状】

特別な支援が必要なこども（障害児など）、医療的ケア児、家庭での養育環境に課題のあるこども、日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもへの支援の必要性が増加・顕在化。

【課題】

保育施設に期待される役割が一層深化・拡大。

(5) 就学前のこどもの教育・保育の一体的推進

【現状】

令和6年2月に「尼崎市就学前教育ビジョン」を策定し、官民幼保の就学前教育・保育施設における教育内容等の充実策や連携方法、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割等を明示。

【課題】

当該ビジョンに掲げる取組を推進するに当たり、庁内関係部局をはじめ、関係団体や地域の人々とともに就学前の教育内容の充実を図ることが必要。

3 本市の公立保育所の現状と課題

本市の公立保育所では、こどもの人権や最善の利益のため、長年にわたって「尼崎市の保育」に基づく保育を実践してきました。平成19年度の「基本的方向」の策定から18年が経過する中、公立保育所を取り巻く状況は大きく変化しています。

(1) 公立保育所の主な特徴

- 公立保育所は、市が運営する公共施設としての性格から、どの保育所においても、市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しており、提供するサービス内容は概ね均一。
- 子どもの育ち支援センター「いくしあ」その他の関係機関との情報共有、相互連携及び協力が民間の保育施設に比べ容易であり、保育サービスの提供に加え、多様な情報の提供を迅速、的確に行うことが可能。

(2) 運営費・整備費

【現状】

令和6年度決算における公立保育所と法人保育園の保育所運営費を比較すると、総額ベースにおける保育所利用児童一人当たり経費はほぼ同額だが、一般財源ベースにおける一人当たり経費は公立保育所が法人保育園の約4倍。

【課題】

今後も公立保育所の民間移管を進める中で、生み出された財源を、多様化する保育ニーズへの対応など子育て支援策に充てることなどを検討していくことが必要。

(3) 職員の配置基準及び年齢構成

【現状】

令和7年4月1日現在の公立保育所における正規職員は189人で、その年齢構成は約7割が40歳未満。なお、40歳台の職員は全体の約1割、50歳以上の職員が2割で、職員の平均年齢は約35.8歳。

【課題】

今後も時勢に応じて応募要件の見直しを行うなどで、保育人材の確保に努めるほか、保育士の年齢構成の平準化や質の向上を図ることが必要。

(4) 施設の老朽化と保育環境改善

【現状】

現存する公立保育所のうち、鉄筋コンクリート造りの保育所は11所、鉄骨造りは2所、軽量鉄骨造りは2所。

【課題】

築50年を超える保育所が6所（杭瀬、今北、水堂、武庫南、次屋、戸ノ内）残っており、「基本的方向」の改定後、速やかに施設の建替えに係る取組を進めていくことが必要。

(5) デジタル化の推進や国の施策等への対応

【現状】

保育現場の業務量は増加する一方、保育現場における人的資源には限りがある。

【課題】

システムの導入等で、職員の事務作業を軽減し、更なる保育の質の向上につなげることが必要。こども誰でも通園制度は令和8年度の事業開始に向けた準備を進めることが必要。

4 本市の新たな公立保育所のあり方

前述のとおり、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、公立保育所としての役割も改めて整理が必要な状況になっています。

(1) 公立保育所が果たすべき役割

ア 保育のセーフティネットの役割

- 万が一、民間の保育施設において不測の事態に伴う突然の休園や廃園等が生じた際、在籍児童等への影響の出ない範囲での柔軟な対応を行う。
- 特別な支援が必要なこどもは、少子化の中においても年々増加しており、民間の保育施設と連携・協力し、公立保育所でもこうしたこどもの受け入れを更に進めていく。
- 医療的ケア児の受け入れに関しては、「尼崎市保育所における医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、今後、民間の保育施設と連携・協力し、地域でバランスよく受け入れられるよう体制整備を進めていく。加えて、家庭での養育環境に課題のあるこどもや日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもへの更なる支援を進める。

イ 市全体の保育の質の向上を図る役割

- 「尼崎市の保育※」を民間の保育施設にも示すことで、市の保育行政における保育水準の向上に寄与。
- 平成22年度からは、公立保育所と民間の保育施設等が共通する保育実践上の課題解消を図るための保育の質の向上事業を

実施。更に、民間の保育施設等も参加する「専門研修」を定期的を実施。

- 公立保育所が地域の支援拠点として、周辺の保育施設との関係を強化し、保育の課題を共有しながら、公開保育や研修などを実施するとともに、民間の保育施設で実践する先進的な保育の取組も共有することにより、公私の保育士の資質を高め、市全体の保育の質の向上を図る。

ウ 地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割

- 公立保育所では、保育体験学習事業や園庭開放、育児相談等の地域の子育て家庭等の支援拠点としての事業を実施。
- 令和6年度より、「いくしあ」や北部・南部保健福祉センターを補完し、必要な支援につなぐ「地域子育て相談機関」として、地域に根ざした相談支援窓口としての役割を担っている。
- 令和8年度より一部の公立保育所で「こども誰でも通園制度」を開始予定。

エ 保育所運営が困難な地域における保育を保障する役割

- 今後も少子化が進む中、こどもの少ない地域においては保育施設に入所するこどもの数が減少する可能性。
- 民間による運営が困難な地域でも、保育を必要とするこどもの健全な心身の発達を図るため、今後も公立保育所においては、こうした地域の保育を保障する役割を担っていく。

※ 国が示す保育所保育指針の内容や、これまでの日々の保育の実践で蓄積された保育に関する知識・方法・技術を組み入れて作成した冊子のこと。

(2) 公立保育所の役割を果たすために必要な体制等

ア 特別な支援が必要なこどもや医療的ケア児を受け入れる体制整備、家庭での養育環境に課題があるこどもなどへの支援

- 全ての公立保育所で、これまでどおり弾力的に特別な支援が必要なこどもの受け入れを継続。
- 医療的ケア児の受け入れに当たっては、対象児に必要な医療的ケアの内容に応じて、看護師派遣、ベッドワゴン、発電機等の購入費等の経費が必要なほか、医務室の確保も必要であり、今後、地域でバランスよく医療的ケア児を受け入れられるよう、施設の建替えの時期等に併せて、必要な整備を進めていく。
- 家庭での養育環境に課題のあるこどもの受け入れに当たっては、「いくしあ」など関係機関と連携しながらこどもへの適切な保育と保護者支援を進める。
- 日本語の対応が難しい外国の就学前のこどもには母語による支援のほか日本語の習得支援、保護者とのコミュニケーションなど庁内関係部局との連携を図りながら情報発信の工夫と配慮、相談体制の整備などに取り組む。

イ 地域の支援拠点としての取組

- 公立保育所は、様々な関係機関とのネットワークを活かしながら地域の保育水準の向上や地域の子育て家庭等の支援拠点としての役割を担ってきた。今後は、地域の子育て家庭等への支援に加え、民間の保育施設からの相談に対しても、公立保育所長等による助言や、相談内容を踏まえて他の関係機関へとつなぐ仕組みの構築に取り組んでいく。
- 施設整備に当たっては、施設の建替えの時期等に併せて、子育て相談等の機能確保を図るため、庁内関係部局と調整を進めていく。

ウ 職員体制

- 令和8年度向けの職員採用試験から保育士のキャリア採用を開始し、受験可能年齢の引き上げを行っている。
- 今後も時勢に応じて採用要件の見直しを行うなどにより、保育人材の確保に努めるとともに、保育士の年齢構成の平準化や質の向上を図っていく。
- 将来的な公立保育士の業務のあり方を踏まえた職員の配置を検討していく必要がある。今後の公立保育所の役割を踏まえた保育人材の確保や効率的な配置については、引き続き庁内関係部局と検討を進めていく。

5 本市の公立保育所の適正規模と配置

本市では、民間移管の取組を通じて、多様化する保育ニーズへの対応や効率的な保育所運営を図ってきたところですが、その後、保育環境を取り巻く社会情勢や本市の財政状況は大きく変化を遂げてきました。

こうした状況を踏まえる中で、平成19年度の「基本的方向」の考え方を基盤としつつ、次のとおり公立保育所の適正規模と配置を定め、公立保育所の必要数及び体制等を確保していきます。

(1) 公立保育所の適正規模

下記4つの選定の視点に基づき、平成19年度の「基本的方向」で示した適正規模（9所）の考え方を踏襲するものとし、そこに保育所運営が困難な地域に所在する保育所2所を加えた11所へと見直します。

【平成19年度】選定の3つの視点

- ① こどもの数の視点
本市の就学前児童数の分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。
- ② 利用者の生活圏の視点
利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに、鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用に当たっては、施設までの距離的な要素も重要である。
- ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。

【令和7年度】選定の4つの視点

- ① こどもの数の視点
就学前児童数は、北部が南部の概ね3倍である点を踏まえ、地域バランスを考慮する。
- ② 利用者の生活圏の視点
現行の「基本的方向」で定めた生活圏の考え方（保育所までの距離）を踏襲する。
- ③ 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点
地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を引き続き念頭に置く。
- ④ 保育所運営が困難な地域における保育を保障する視点（新たな視点）
民間による運営が困難な地域の保育を保障する。

(2) 公立保育所の適正配置

公立保育所の適正配置については、「基本的方向」の中で必要な公立保育所に位置付けた9所（北難波、杭瀬、大庄、大西、塚口、武庫東、武庫南、次屋、園田）に、保育所運営が困難な地域に所在する築地保育所、戸ノ内保育所を加えた11所へと見直します。また、杭瀬保育所については、南杭瀬保育所と統合して、長洲幼稚園の跡地で建替工事を実施する予定です。

平成19年度の「基本的方向」

公立存続(9所)		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)

※ ()内は建築年度。

令和7年度の「基本的方向」

公立存続(11所)		
武庫東(R2)	塚口(H26)	園田(H24)
武庫南(S45)	大西(R3)	次屋(S43)
		戸ノ内(S43)
大庄(S63)	北難波(R3)	杭瀬(S45)(注)
		築地(H12)

(注) 南杭瀬(H7)と統合。

このほかの公立保育所3所（西長洲・今北・水堂）については、今後、方針が決定したものから、順次取りまとめて「保育環境改善及び民間移管計画」を策定し、個々の保育所の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施していきます。また、「基本的方向」の改定と併せて、「第4次保育環境改善及び民間移管計画の取組の検証について」を策定・公表しています。

おわりに

この「基本的方向」の改定に当たっては、現時点での保育環境を取り巻く社会情勢、就学前児童数や保育需要の見込み等をもとに検討を行ったものです。したがって、今後将来的に、本市の就学前児童数の減少に伴い保育需要がピークアウトを迎えた後、公立及び私立の就学前教育・保育施設の利用児童数や運

営状況を総合的に勘案する中で、必要が生じた場合は、改めて公立保育所等のあり方を再検討することとします。

また、その際には、市立の認定こども園の設置についての必要性や有効性が認められる場合は、検討を行うこととします。

こども^{☆☆}も^Q誰^Qでも^{☆☆} 通園制度 について

第2回尼崎市子ども・子育て審議会
令和8年3月23日（月）

尼崎市 保育企画課（こども誰でも通園制度準備担当）

説明内容

1. 制度概要について
2. 国の検討状況について
3. 市の取組状況について
4. 認可等の手続きについて
5. 認可等の基準について
6. 令和8年度の見込み

まず最初に

- こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、創設された制度です。
- こどもの成長の観点からの意義は、「家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られる。」などがあり、保護者にとっての意義は、「専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながる」とともに、育児に関する負担感の軽減につながる。」などがあります。

1. 制度概要について

制度概要

利用対象	0歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子ども
対象者の認定	居住する市町村が認定
利用可能時間	月10定時間までの利用可能枠の中で利用が可能
利用料	1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者から徴収
利用方法	総合支援システムにおいて利用者と事業所が直接契約
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 等

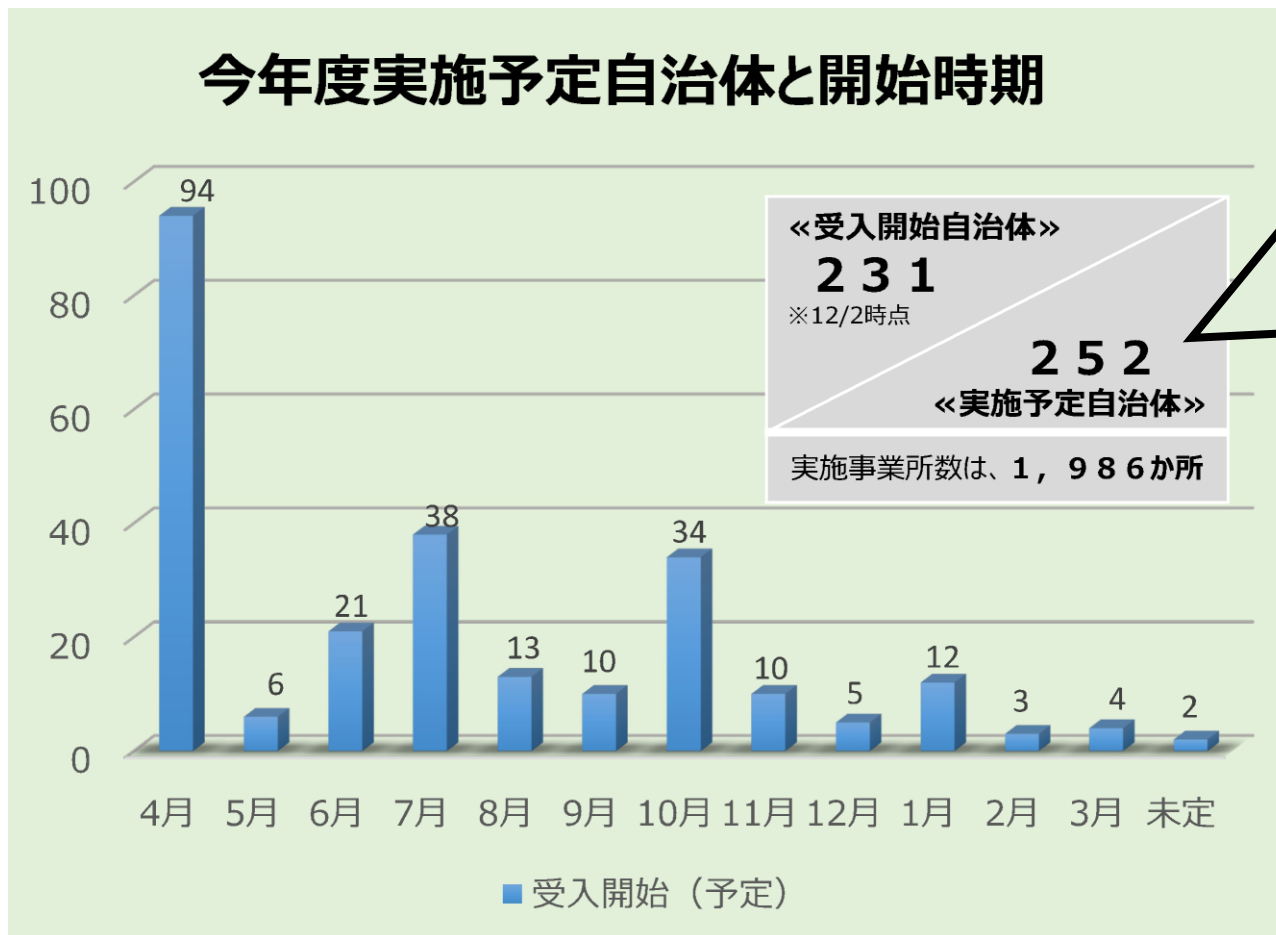
制度概要

	令和7年度	令和8年度以降
位置付け	地域子ども・子育て支援事業 (子ども・子育て支援法附則第29条)	乳児等のための支援給付 (子ども・子育て支援法第30条の12)
利用可能時間	1人あたり月10時間	
補助単価 公定価格 (※)	0歳児：1,300円/人・時間 1歳児：1,100円/人・時間 2歳児：900円/人・時間 ※利用者からも300円/時間を 標準として利用料を徴収する	0歳児：1,700円/人・時間 1,2歳児：1,400円/人・時間 ※利用者からも300円/時間を 標準として利用料を徴収する
事業の性質	補助事業のため 自治体の裁量で実施	給付制度のため 全ての自治体で実施(義務)

※ 公定価格は給付費の基本分単価(上記記載)以外に面談や利用料の負担軽減に係る加算があります。

令和7年度の実施状況（参考）

- 令和7年度は252自治体で実施予定。
(12月時点で231自治体で事業開始。)



大阪府	大阪市
	堺市
	豊中市
	池田市
	高槻市
	枚方市
	八尾市
	富田林市
	大東市
	摂津市
	東大阪市
	太子町
	河南町
	千早赤阪村
兵庫県	神戸市
	姫路市
	伊丹市
	三田市
	加西市
	養父市
	丹波市
	南あわじ市
	淡路市
	猪名川町

2. 国の検討状況について

- こども誰でも通園制度について、令和7年度は子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施することとされています。
- そこで、令和8年度からの本格実施に向けて、検討が必要な各論点について検討するため、『こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会』が立ち上げられ、検討会において利用上限時間や給付費等の内容に関する議論がなされました。（全3回開催）

3. 市の取組状況について

- これまでの取組は以下のとおりです。
 - ・ 法人保育園や私立幼稚園等の会合に出向いて制度説明やメールでの質疑受付対応
 - ・ 認可基準に係る条例制定（パブコメ含む） [4～7月]
 - ・ 減免内容及びキャンセルポリシーの検討 [4～2月]
 - ・ 認定申請に係るオンライン申請システムの構築 [7～9月]
 - ・ 認可等に係る事業所向け説明会の開催 [8月下旬]
 - ・ 事業実施に係る意向調査（WEBアンケート） [8月下旬]
 - ・ 認可等に係る事業所からの相談や事前協議の対応 [9月]
 - ・ 認可申請書等の書類審査 [10～2月]
 - ・ 令和8年度向け予算編成及び実施体制の検討 [7～9月]
 - ・ 国の検討会・説明会・情報交換会への参加・出席 [随時]
 - ・ 県主催のフォーラムへの出席 [7月]
 - ・ 総合支援システムの運用・維持管理及び情報収集 [随時]

(次ページへ)

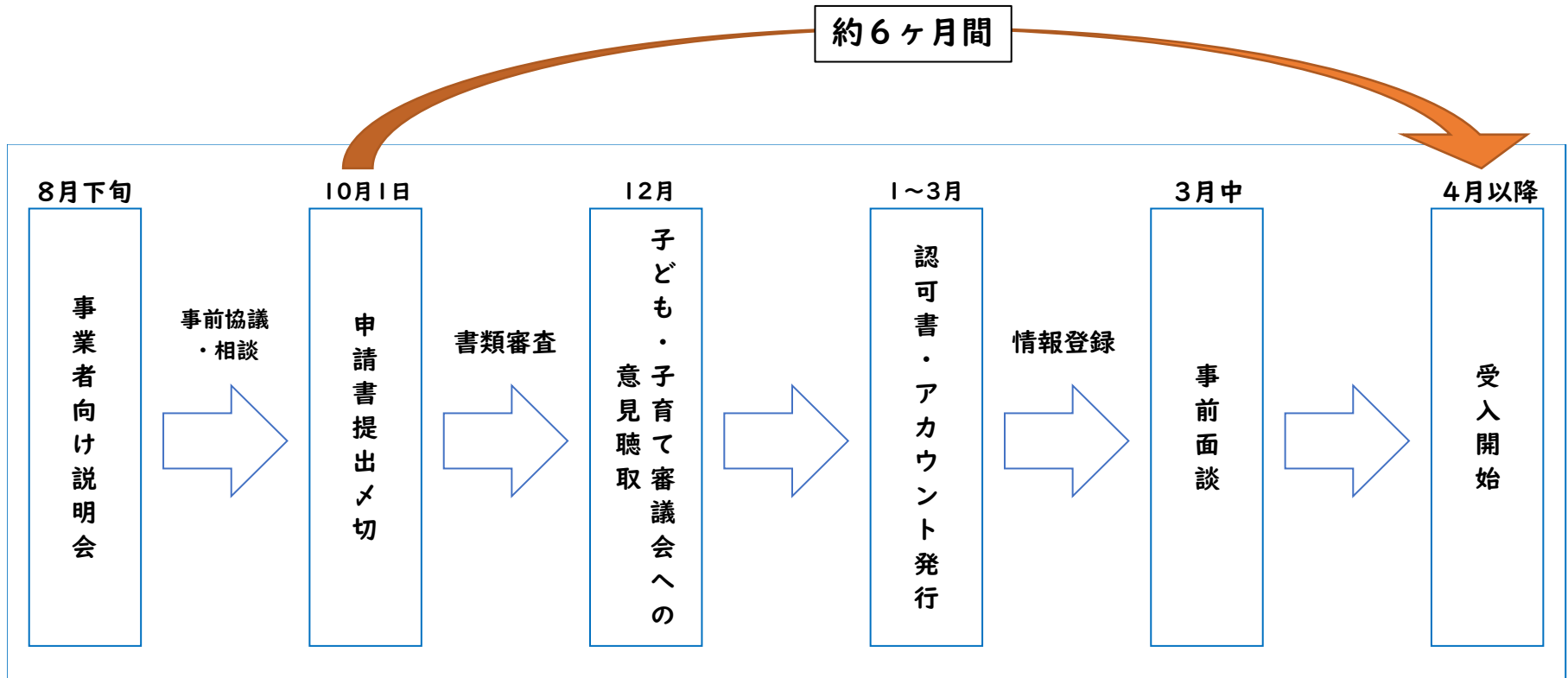
- これまでの取組は以下のとおりです。（続き）
 - ・ 子ども・子育て審議会への認可等に係る意見聴取 [12月]
 - ・ 確認基準に係る条例制定 [2月議会]
 - ・ 子ども・子育て審議会条例の改正 [2月議会]
 - ・ 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の改正 [2月議会]
 - ・ 市民向け周知（リーフレットの作成、市報・HP・SNSへの掲載、母子保健及び児童福祉窓口での周知） [1月～]
 - ・ 認定申請の受付・認定業務 [1月下旬～]
 - ・ 総合支援システム（事業者用アカウント）の発行 [1月～]
 - ・ 総合支援システム（利用者用アカウント）の発行 [3月～]
 - ・ 国の検討会・説明会・情報交換会への参加・出席 [随時]
 - ・ 総合支援システムの運用・維持管理及び情報収集 [随時]

4. 認可等の手続きについて

- こども誰でも通園制度は、市町村から適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施できます。
- 開所日数や開所時間、受け入れ人数など実施内容や実施方法、職員体制等を検討の上で、事業者から認可の申請を行っていただきます。
- 認可にあたっては、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準の適合について審査を行った上で、尼崎市子ども・子育て審議会へ意見聴取を行います。

認可等の手続き

- こども誰でも通園制度の利用乳幼児の受入開始までの手続きの流れは以下のとおりです。



5. 認可等の基準について

認可等の基準

- こども誰でも通園制度の実施にあたっては、認可基準と給付を受けるための確認基準をそれぞれ満たす必要があります。

	認可基準	確認基準
根拠法	児童福祉法 第34条の16第1項	子ども・子育て支援法 第46条第3項
根拠省令	内閣府令 (乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準) <u>令和7年1月14日公布</u>	内閣府令 (特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準) <u>令和7年11月13日公布</u>
目的	事業を認可するための基準	事業者が給付を受けるための基準
内容	人員配置、設備基準 など	利用定員、面談、支払 など

認可等の基準

● 国の認可基準は以下の項目です。（一部記載）

項目	内容	位置づけ
職員の基準	0歳 [3:1]、1・2歳 [6:1] ・必要な従事者のうち、半数以上は保育士でなければならない。 ・従事者の配置は2人を下回ってはならない。 (ただし、保育所等と一体的に行う場合は、保育士1人の配置でも可)	従うべき
設備の基準	乳児室(0歳) : 1.65㎡/人、ほふく室(1歳) : 3.3㎡/人、 乳児等通園支援室 : 1.98㎡/人、便所	従うべき
安全計画の策定	利用乳幼児の安全を確保するための計画を策定しなければならない。	従うべき
職員の知識及び技能の向上等	職員は事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の向上に努めなければならない。	参酌すべき
虐待の禁止	利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき
衛生管理	飲用水の衛生管理、感染症、食中毒の予防、必要な医薬品を完備しなければならない。	参酌すべき
秘密保持	利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	従うべき
苦情への対応	苦情を受け付けるための窓口を設置しなければならない。	参酌すべき
一般原則	利用乳幼児の人権に配慮し、一人一人の人格を尊重しなければならない。	参酌すべき

認可等の基準

- 国の基準を基本としつつ、従前からの保育所等に係る市の独自基準を同様に設けています。

項目	内容
暴力団排除	事業者が暴力団であってはならない。 事業所が暴力団の支配を受けてはならない。
非常災害対策	消火設備など非常災害対応に必要な設備を設けること。 災害時の対応指針を定めること。 指針等を職員や利用者の家族に周知すること。 毎月1回、避難・救出等に関する訓練を行うこと。
事故防止・ 事故発生時の措置	事故発生時の対応及び再発防止の指針を定めること。 事故の原因を分析し、改善策や職員に周知すること。 事故発生時の対応や再発防止について、定期的な会議や職員研修を行うこと。 事故発生的事实を市長等に報告すること。 事故発生時の状況や対応した措置を記録すること。 利用者に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。
関係機関との連携	日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図ること。
研修計画・ 職員の資質向上	職員の職務内容、経験等に応じた研修の実施計画を策定すること。
救命講習受講者の配置	傷病者に対する応急手当等に関する講習の受講者を配置すること。

6. 令和8年度の見込み

令和8年度の見込み

- 令和8年4月時点（一部、5月時点）における対象者数や事業所数の見込みは以下のとおりです。

	令和8年度の見込み
対象者数	3,332人（0歳：1,009人、1歳：1,206人、2歳：1,117人） 推計人口から保育所等入所児童数（推計）を差し引いた人数
必要定員数	191人（0歳：58人、1歳：69人、2歳：64人） 対象者数×10時間÷176時間（8時間×22日）により算出した人数
事業所数	18施設（保育所：7施設、認定こども園：6施設、 小規模保育事業所：3施設、幼稚園：2施設） 公立保育所（2所）＋法人施設（16施設）
法人数	8法人（社会福祉法人：5法人、学校法人：3法人） 公立は除く

こども[★]も[★]誰[★]でも[★] 通園制度

ご清聴の程ありがとうございました。

【1】 保育提供体制の確保のための実施計画

【2】 就学前教育・保育施設の整備計画

【 1 】 保育提供体制の確保のための実施計画

【1】 保育提供体制の確保のための実施計画について

保育提供体制の確保のための実施計画とは・・・

- こども家庭庁において令和6年12月に「保育政策の新たな方向性」が策定されたことに伴い、各自治体において保育施策（一部）の財政支援を受ける場合に毎年「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受ける必要が生じたものであり、令和8年度からは実施計画の提出について、子ども・子育て審議会での承認が必要となったもの。
- 「保育政策の新たな方向性」の概要については、次ページにこども家庭庁の資料を掲載

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

【1】 保育提供体制の確保のための実施計画について

保育提供体制の確保のための実施計画について、こども家庭庁からの作成依頼が1月26日にあったものであり（2月9日〆切）、本市においては、既にこども家庭庁に、提出済みである。

保育提供体制の確保のための実施計画について、以下の3つの採択区分がある。

- ・ 待機児童対策
- ・ 人口減少対策
- ・ 地域課題対策

→具体的な採択区分ごとの採択要件及び市の補助金への影響については次ページの表に掲載

【1】 保育提供体制の確保のための実施計画

採択プラン	本市が実施している補助事業(本市に影響がある事業)	採択要件(一部補助要件含む)
待機児童対策	就学前教育・保育施設整備交付金(※1)に係る 補助率の嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童10人以上 ・20人以上の定員増 (補助事業の嵩上げ適用要件)
	就学前教育・保育施設整備交付金(※1)に係る 設置主体の緩和 (経過措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童1人以上の見込み ・既に設置主体となる事業者と協議等を進めていた整備案件のみ対象(設置主体の緩和の適用要件)
人口減少対策	-	-
地域課題対策	保育士宿舎借り上げ支援事業の実施要件 都市部における保育所等への賃借料支援事業の実施要件 利用者支援事業(特定型)の実施要件	採択基準は明確に示されていないが、次の項目を計画に盛り込む必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●「地域における保育提供体制の現状・課題」 ●「課題に対して力を入れて取り組む内容」 ●「財政支援を必要とする理由」

※1 本市では現在、新設保育所の設置は行っていないが、老朽化した教育・保育施設の建て替えに係る補助を実施している

【1】 保育提供体制の確保のための実施計画

採択プラン	本市の方針
待機児童対策 (補助率の嵩上げ)	『採択 希望なし で提出済み』 教育・保育施設の施設整備については、老朽化対策に加え、待機児童対策の位置づけであることも踏まえ、これまで建て替えに伴う保育定員の増を補助の要件としていたが、 令和8年度より当該定員増要件を無くすものであり、また、令和8年4月時点の待機児童数についても10人以上の見込みとすることは、待機児童の解消を目指す市の方針と合わないため。
待機児童対策 (設置主体の緩和)	『採択 希望あり で提出済み』 教育・保育施設の施設整備について、現在、対象法人について整理を進めており、また、 令和8年4月時点の待機児童数を1人として見込んだため。
人口減少対策	-
地域課題対策	『採択 希望あり で提出済み』 引き続き、保育士確保・定着化策や法人保育施設への支援に取り組む必要であるため。

【1】 保育提供体制の確保のための実施計画について

- なお、上述の事業以外にも、本市は様々な保育施策に実施している。

【以下、参考資料】

令和8年度の保育関連の主要事業に係る説明資料を参考資料として、次ページ以降に添付

- インクルーシブ保育の更なる推進
- 多子世帯への負担軽減に向けた取組
(保育施設等利用調整基準において、こどもの数に応じて加点を行う。)
- 保育施設利用に関するオンライン相談の実施
- 保育業務支援システムの導入

インクルーシブ保育の更なる推進

172,120千円

No.23,24

所属：こども青少年局

保育企画課、保育管理課

(法人保育施設等特別保育事業等補助金、保育の質の向上事業 等 令和8年度事業費 760,705千円) ども入所支援担当、保育運営課

事業の内容

【背景・目的】

特別な支援が必要なこどもは増加傾向にあり、加配職員を配置する場合の人件費補助を拡充し、法人保育施設等における人的なサポート体制を充実させる取組等を通じて、こどもの年齢や障害の有無、家庭での養育環境の違いなどに関係なく、全てのこどもを受け入れて一緒に過ごすインクルーシブ保育を更に推進していく。

【事業概要】

特別な支援が必要なこどもの受入体制の充実を図るため、加配職員を配置する場合の補助金の拡充や専門研修の拡充、公立保育所と法人保育施設等が現場で共に学びあう仕組みを構築する。

評価指標

【アウトカム(成果指標)】 障害児保育事業を実施する施設の割合

【単位】 % 【R10目標値】 100

【アウトプット(活動指標)】 法人保育施設での特別な支援が必要なこどもの受入人数

【単位】 人 【R10目標値】 —

法人保育施設等における特別な支援が必要なこどもの受入を支援することで尼崎市全体でインクルーシブ保育を更に推進していく。

事業イメージ

1 法人保育施設障害児保育事業補助金の拡充等

こども1人当たり月額7万4,140円の補助を継続しつつ、加配職員を1人配置する場合に月額12万円となるよう補助を拡充する。また、新2号のこどもについても、月額12万円とする。

※概ね特別な支援が必要なこども（障害児など）2人に対し、保育士1人の配置を標準とする国通知に準拠したもので、こども2人の場合は加配職員1人当たり月額24万円の補助額となる。

2 インクルーシブ保育に係る専門研修の拡充

これまで公立保育所で実施してきたインクルーシブ保育に係る専門研修に関して、実施回数を増やすとともに、法人保育施設等も対象として実施する。

3 法人保育施設との関係強化、共に学びあう仕組みの構築

法人保育施設等からのインクルーシブ保育に係る相談を受け付けるほか、公立保育所と法人保育施設等が現場で共に学びあう仕組みを構築する。

法人保育施設等における特別な支援が必要なこどもの受入を支援

尼崎市全体でインクルーシブ保育を更に推進

多子世帯への負担軽減に向けた取組

83千円

(病児病後児保育事業 令和8年度事業費 53,706千円)

所属：こども青少年局 こども福祉課、こども入所支援担当

事業の内容

【背景・目的】

第3子以降のこどもがいる家庭の経済的負担・時間的負担・心理的負担の軽減を図り、「働く」も「子育て」もしやすいまちを目指す。

【事業概要】

令和7年10月から実施している訪問型病児保育について、子育てに関する負担の大きい多子世帯の負担軽減を図るため、第3子以降の月会費を見直す。また、保育施設等利用調整基準において、こどもの数に応じて加点を行う。

評価指標

【アウトカム(成果指標)】 — 【単位】 — 【R10目標値】 —

【アウトプット(活動指標)】 訪問型病児保育における第3子以降の登録児童数
【単位】 人 【R10目標値】 4

多子世帯の経済的負担・時間的負担・心理的負担を軽減を図り、子育てしやすく働きやすい環境を整備する。

事業イメージ

○訪問型病児保育の月会費見直し

世帯区分 (世帯当たりの登録人数)		R7年度 (2人目以降半額)	R8年度～ (2人目半額、 3人目以降無料)
月 会 費	一般世帯 (1人)	月額4,000円	月額4,000円
	一般世帯 (2人)	月額6,000円	月額6,000円
	一般世帯 (3人以上)	月額8,000円	月額6,000円
追加保育料		1時間あたり1,000円	1時間あたり1,000円

○保育施設等利用調整基準の加算

<～R7年度>

- ・兄弟姉妹を同時に入所させようとしている場合 (世帯につき)

<R8年度～>

- ・兄弟姉妹を同時に入所させようとしている場合 (3人目以降はひとりにつきさらに加算)
- ・兄弟姉妹が既に2号又は3号の認定を受け、市内の認可保育施設等に入所している場合 (在園児の人数+申込児童の人数に応じ加点)

保育施設利用に関するオンライン相談の実施 901千円

No.26

(保育施設利用に関するオンライン相談事業 令和8年度事業費 901千円)

所属：こども入所支援担当

事業の内容

【背景・目的】

乳幼児を抱える保護者や妊婦は外出のハードルは高く、来庁せずに自宅で窓口相談と同等のオンライン相談ができれば、市民の精神的・身体的負担の軽減につながる。また、職員の多様な働き方のひとつとして在宅勤務を選択できるようになる。

【事業概要】

窓口のDX化を図ることで保育施設利用に関する相談者が、来庁せずに自宅で窓口相談と同等の相談が可能となるオンライン相談を実施する。

評価指標

【アウトカム(成果指標)】 窓口相談とオンライン相談の合計件数に占めるオンライン相談の割合

【単位】 % 【R10目標値】 35

【アウトプット(活動指標)】 オンライン相談枠の稼働率

【単位】 % 【R10目標値】 70

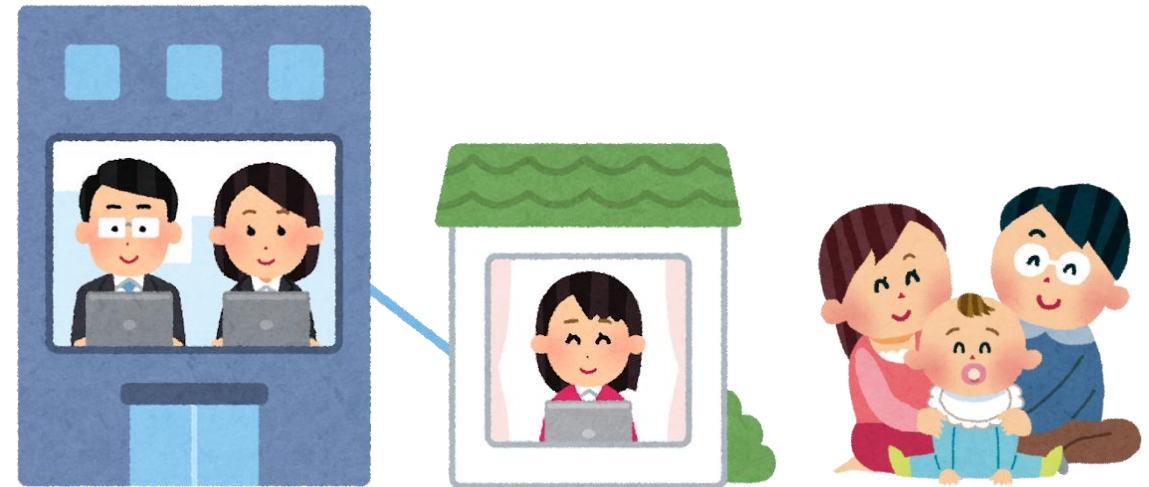
来庁せずに自宅で窓口来庁相談と同等内容のオンライン相談が実施可能となり、市民の①身体的・②時間的負担を軽減するとともに、職員は多様な働き方のひとつとして在宅勤務が可能となり、仕事と家庭の両立がしやすくなる。

事業イメージ

＜オンライン相談までの流れ＞

- ①尼崎市オンライン申請システムにて希望日の3日前までに予約する。
- ②オンライン相談予約時間に事前に届いたURLにアクセスする。

自宅からワンクリックで窓口相談と同等の
オンライン相談が可能に



保育業務支援システムの導入 4,481千円

(保育業務支援システム事業 令和8年度事業費 4,481千円)

所属：こども青少年局 保育運営課

事業の内容

【背景・目的】

公立保育所に対する多様なニーズに対応するため、更なる保育の質の向上に努めるとともに、保育現場において一層の効率的・効果的な運用を行う必要がある。

【事業概要】

公立保育所15所に保育業務支援システムを導入し、職員の事務作業を省力化することで児童と向き合う時間を増加させる。また、ICT機器を活用した情報発信により保護者との円滑なコミュニケーションを促進し、保育の質の向上と業務改善につなげる。

評価指標

【アウトカム(成果指標)】 公立保育所の保育に対する保護者満足度

【単位】 % 【R10目標値】 80

【アウトプット(活動指標)】 —

【単位】 — 【R10目標値】 —

システムの活用により、職員の事務作業の省力化を図るとともに、保護者とのコミュニケーションの円滑化に資するよう取り組むことで、公立保育所の保育に対する満足度の向上につなげる。

事業イメージ

(BEFORE)



(AFTER)



- 保育現場を取り巻く環境の変化、多様なニーズにより業務量増
- 手書きやアナログな業務が存続
- 事務負担が占める割合が大きい

- 職員の事務作業の省力化により、児童と向き合う時間を増加
- ICT機器を活用した情報発信により、保護者とのコミュニケーションの円滑化
- 更なる保育の質の向上、業務改善につなげる

【2】就学前教育・保育施設の整備計画

【2】就学前教育・保育施設の整備計画について

事業の概要

●国の補助金を活用し保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

補助率 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体（私立）：1／4

※定員数等で国庫補助基準額の上限有

本市の状況と方針

●**就学前教育・保育施設の施設整備については、老朽化対策に加え、待機児童対策の位置づけであることも踏まえ、本市ではこれまで保育所のみを対象とし、建て替えについては保育定員の増を補助の要件としていたが、認定こども園（就学前教育施設）も対象とするとともに、定員増の要件を無くすものである。**

●令和8年度向けは、認定こども園も対象とすることから、認定こども園1園、保育園1園、大規模改修1園分の予算を確保したうえで、希望があった園の老朽度等から優先順位をつけ、予算の範囲内で実施園を決定するものである。

【2】教育・保育施設の整備計画について

(様式1-2)

就学前教育・保育施設整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

市町村名：兵庫県尼崎市

整備計画等の概要

(単位：千円)

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出予定額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
A認定こども園	認定こども園				950,000	454,544		有・ <input checked="" type="radio"/> 無
B保育園	保育所				450,000	213,824		有・ <input checked="" type="radio"/> 無
C保育園	保育所				50,000	20,000		有・ <input checked="" type="radio"/> 無
合計					1,450,000	688,368		

(注) 抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。
但し、建物に係る根抵当権は設定できない。

※市補助金分とあわせた補助金は、

A認定こども園 681,816千円 B保育園 320,736千円 C保育園 30,000千円

令和8年4月1日 設置・事業開始予定の施設等について

認可予定の認定こども園

(保育所から保育所型認定こども園への移行予定、4施設)

(1) 認定こども園Moluccella Luna

(ア)申請者：社会福祉法人喜左エ門

理事長 岡村 泰玄

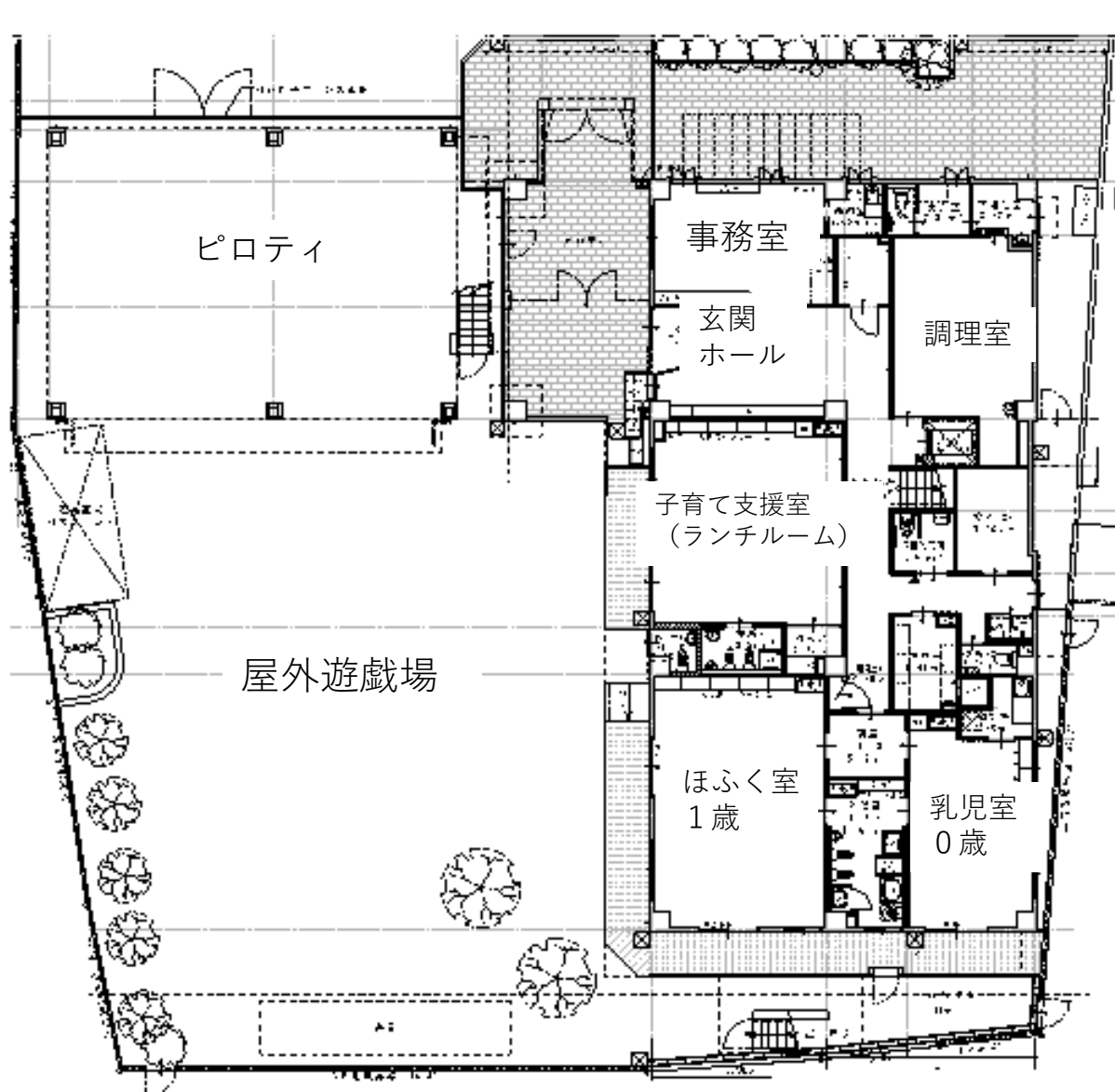
(イ)現在の施設種別：保育所

(ウ)所在地：尼崎市若王寺2丁目14-7(園田地区)

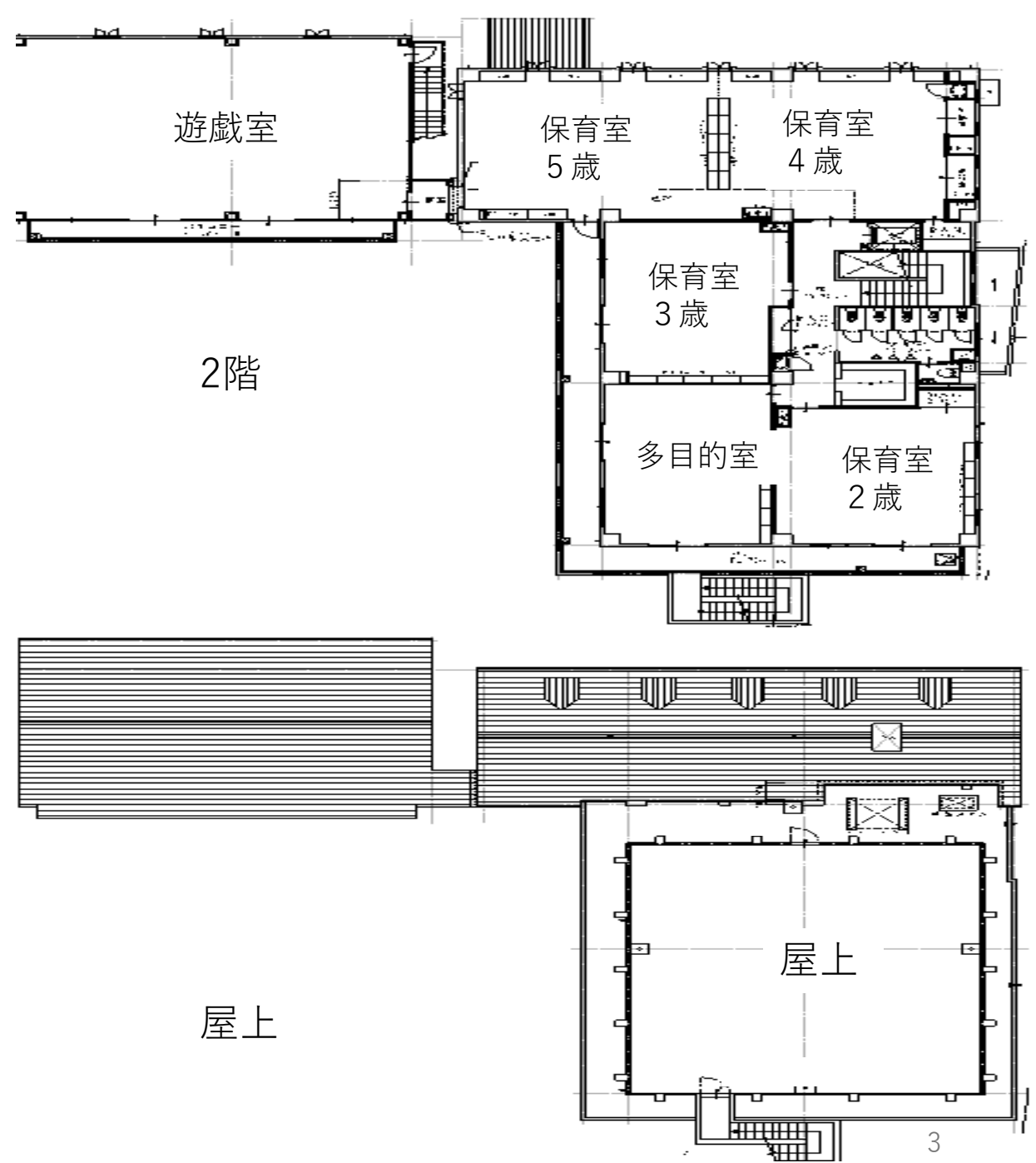
(エ)認可定員(利用定員)：95人(95人)

定員	1号認定	2号認定	3号認定
0歳児			6 (6)
1歳児			12 (12)
2歳児			15 (15)
3歳児	1 (1)	19 (19)	
4歳児	2 (2)	19 (19)	
5歳児	2 (2)	19 (19)	
合計	5 (5)	57 (57)	33 (33)





1階



2階

屋上

3

(2) 認定こども園Moluccella Aina

(ア)申請者：社会福祉法人喜左エ門

理事長 岡村 泰玄

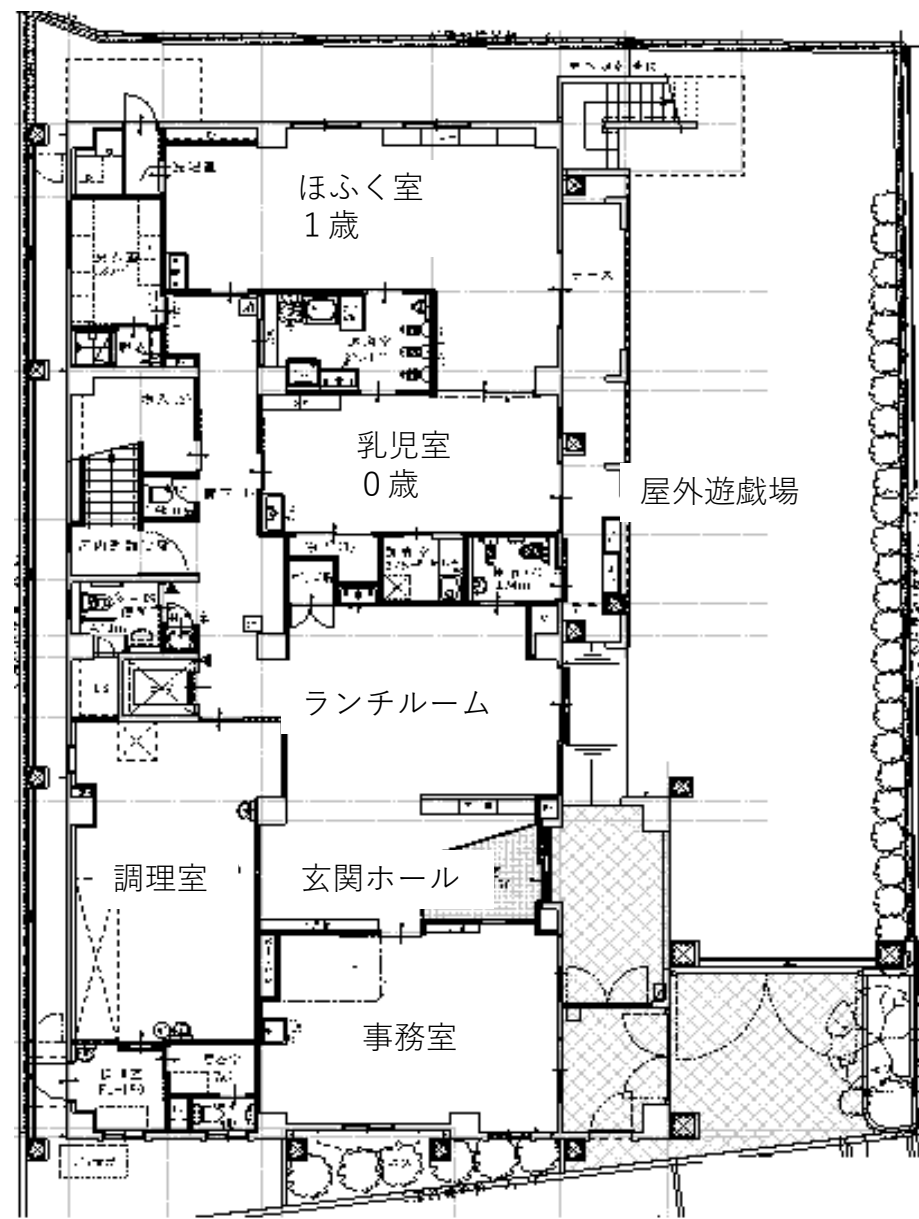
(イ)現在の施設種別：保育所

(ウ)所在地：尼崎市口田中2丁目5-12(園田地区)

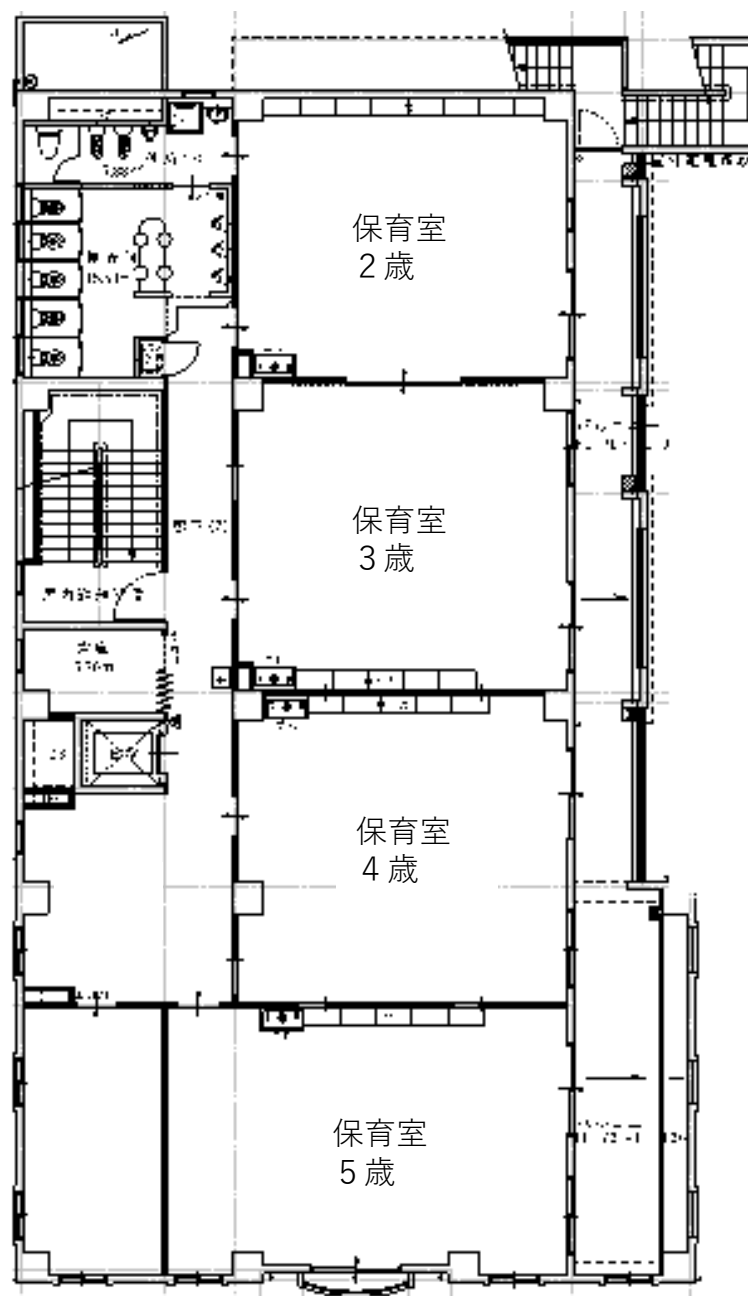
(エ)認可定員(利用定員)：96人(96人)

定員	1号認定	2号認定	3号認定
0歳児			6 (6)
1歳児			12 (12)
2歳児			15 (15)
3歳児	2 (2)	19 (19)	
4歳児	2 (2)	19 (19)	
5歳児	2 (2)	19 (19)	
合計	6 (6)	57 (57)	33 (33)

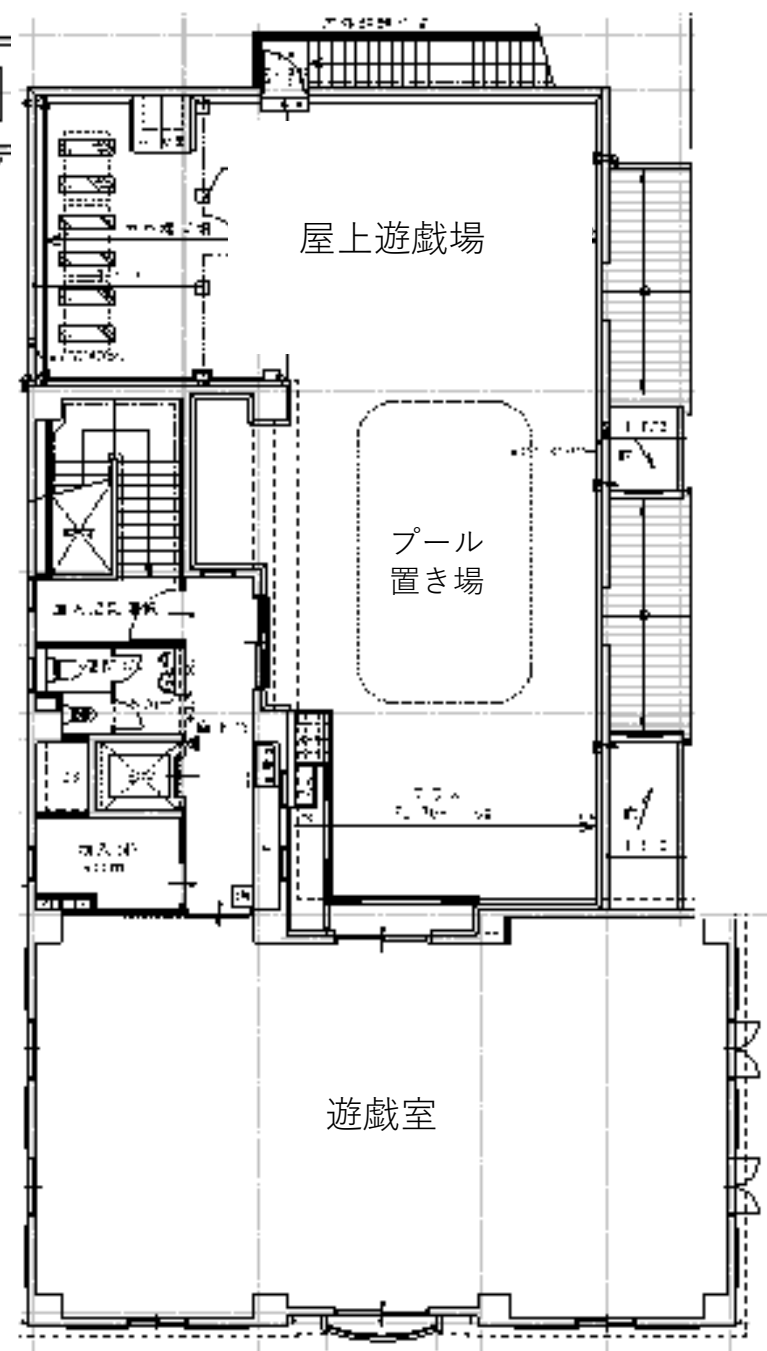




1階



2階



3階

(3) 認定こども園七松たちばな保育園

(ア) 申請者 : 社会福祉法人福進福祉会
理事長 西村 隆昭

(イ) 現在の種別 : 保育所

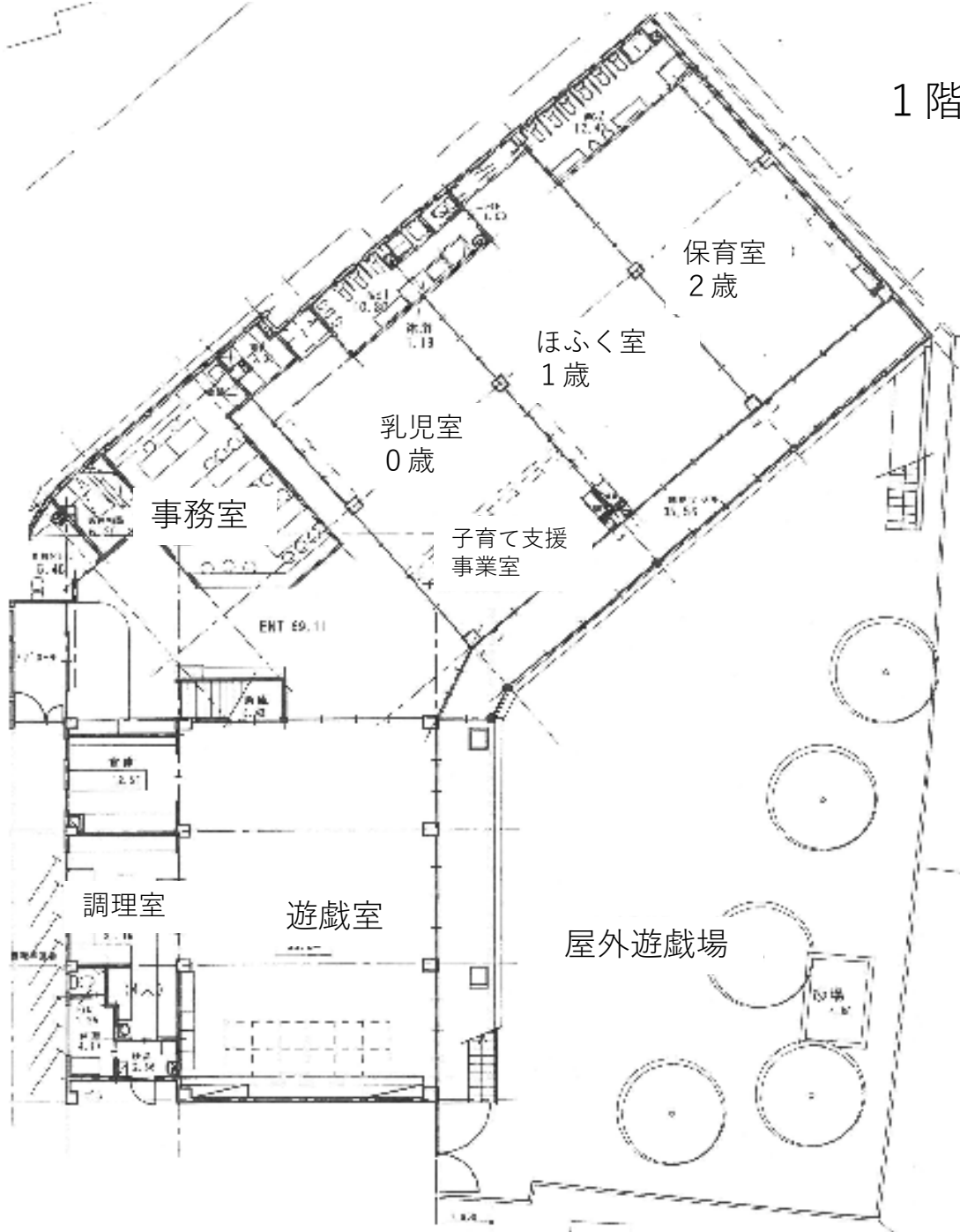
(ウ) 所在地 : 尼崎市七松町2丁目14-1

(エ) 認可定員(利用定員) : 90人(90人)

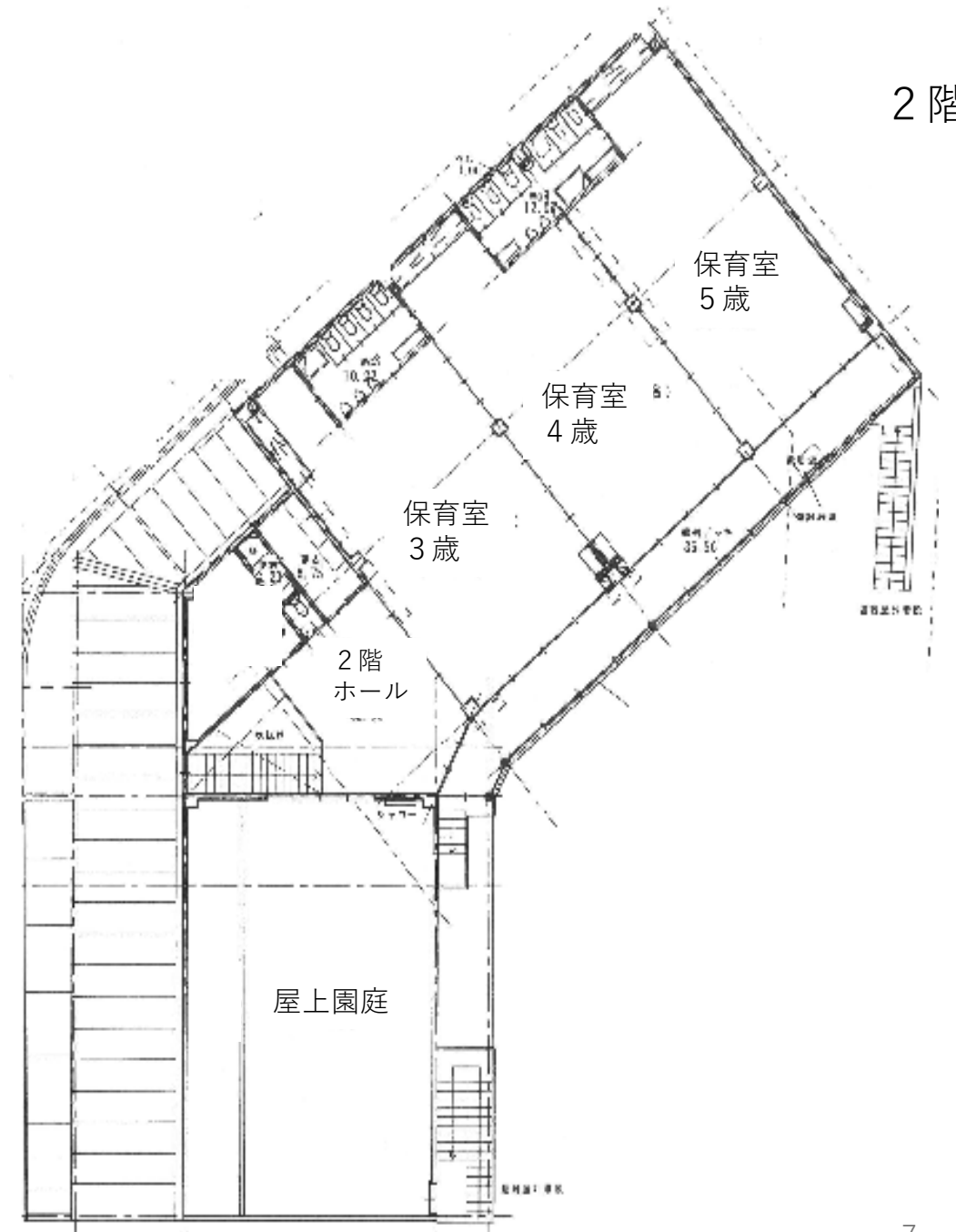
定員	1号認定	2号認定	3号認定
0歳児			12 (12)
1歳児			12 (12)
2歳児			12 (12)
3歳児	3 (3)	14 (14)	
4歳児	3 (3)	15 (15)	
5歳児	4 (4)	15 (15)	
合計	10 (10)	44 (44)	36 (36)



1階



2階



(4) あかるい森こども園

(ア) 申請者 : 社会福祉法人森友会

理事長 立山 貴史

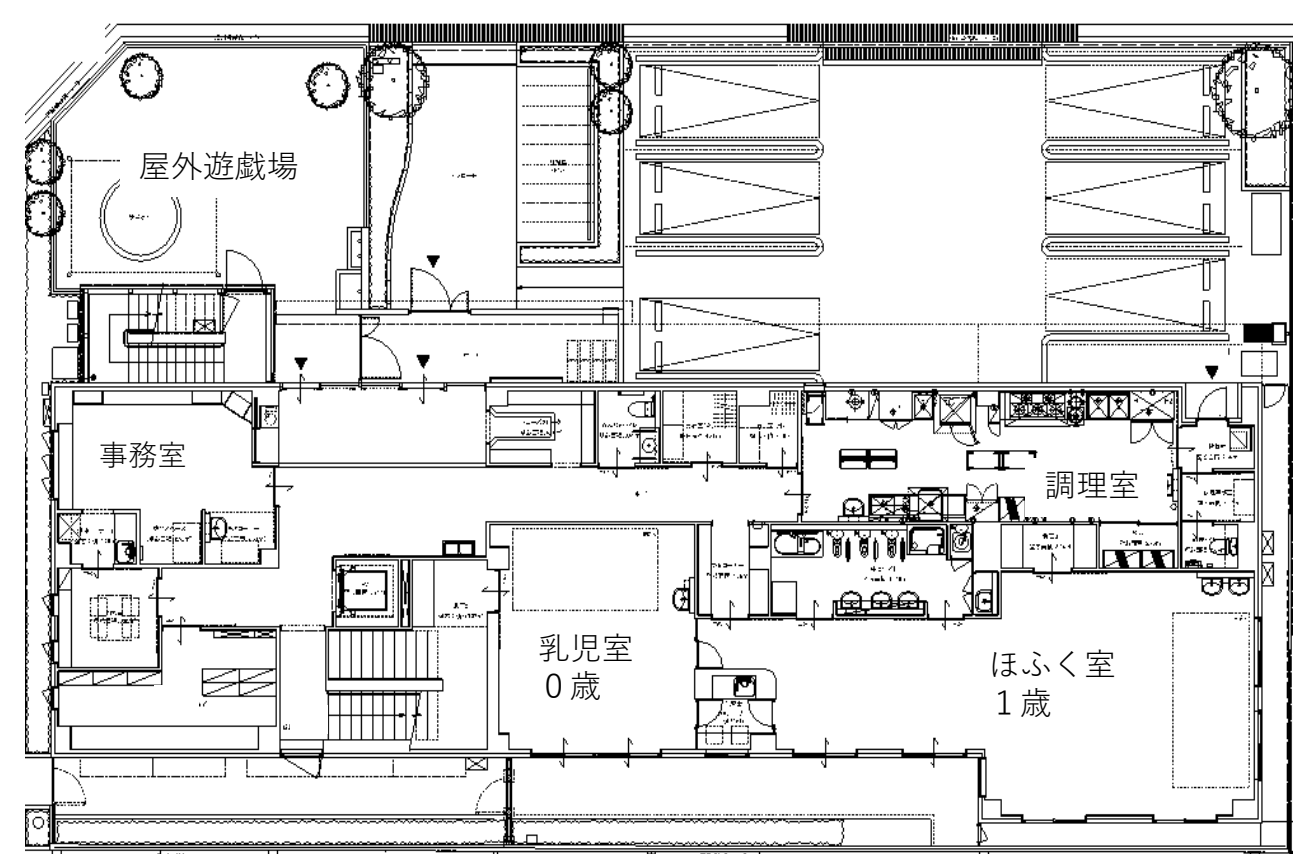
(イ) 現在の施設種別 : 保育所

(ウ) 所在地 : 尼崎市富松町3丁目7-6

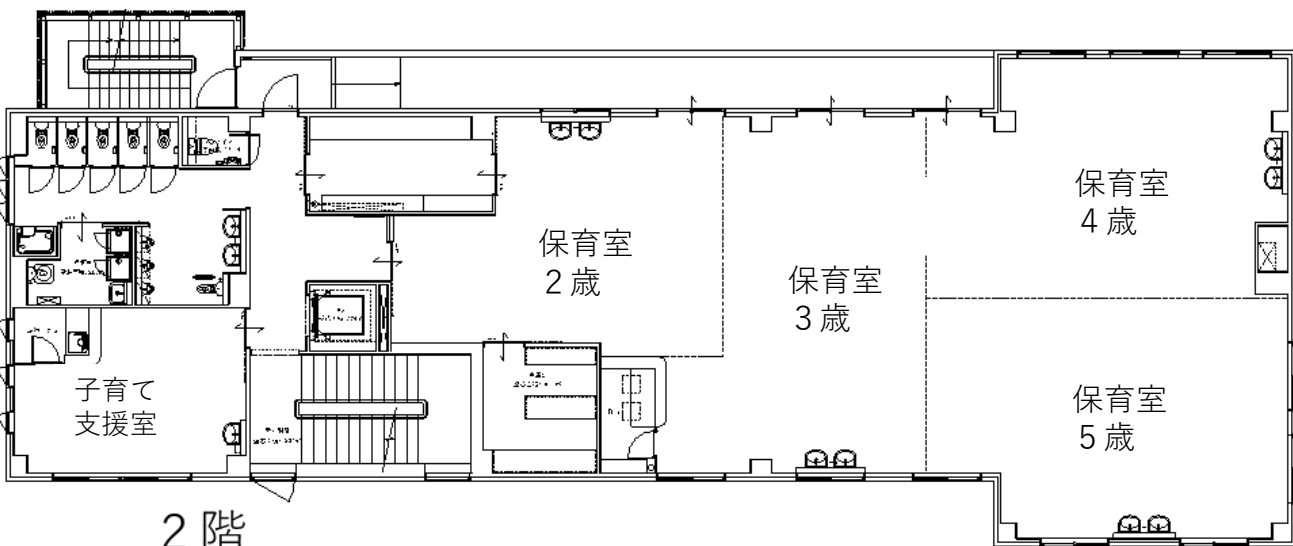
(エ) 認可定員(利用定員) : 105人(105人)



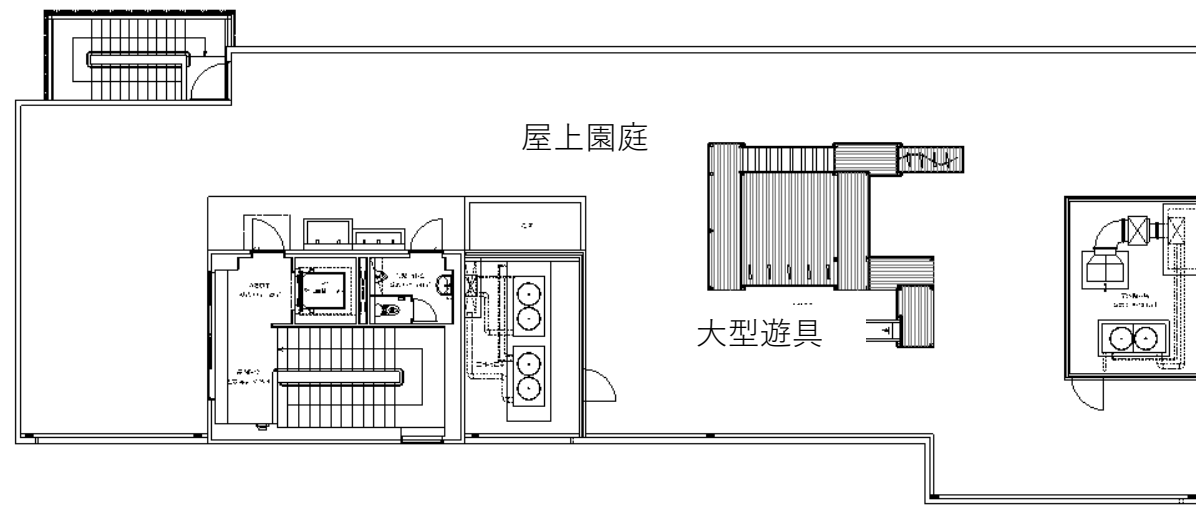
定員	1号認定	2号認定	3号認定
0歳児			6 (6)
1歳児			16 (16)
2歳児			17 (17)
3歳児	5 (5)	17 (17)	
4歳児	5 (5)	17 (17)	
5歳児	5 (5)	17 (17)	
合計	15 (15)	51 (51)	39 (39)



1階



2階



3階

新規認可等施設の利用定員一覧（令和8年4月1日時点）

類型	施設名	年齢	(単位：人)						
			0	1	2	3	4	5	合計
保育所型認定 こども園	認定こども園Moluccella Luna	2・3号	6	12	15	19	19	19	90
		1号				1	2	2	5
保育所型認定 こども園	認定こども園Moluccella Aina	2・3号	6	12	15	19	19	19	90
		1号				2	2	2	6
保育所型認定 こども園	認定こども園 七松たちばな保育園	2・3号	12	12	12	14	15	15	80
		1号				3	3	4	10
保育所型認定 こども園	あかるい森こども園	2・3号	6	16	17	17	17	17	90
		1号				5	5	5	15

保育施設等マップ

- 公 公立保育所 : 15
- 私 私立保育所 : 65
- 市 市立幼稚園 : 9
- 私 私立幼稚園 : 10
- こ保 保育所型認定こども園 : 7
- こ幼 幼稚園型認定こども園 : 8
- こ幼保 幼保連携型認定こども園 : 16
- 小規模 小規模保育施設 : 44

令和8(2026)年4月1日予定

